

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び市民の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- (2) 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料による土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く。）をいう。
- (3) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。
- (4) 一時仮置き事業 小規模特定事業に該当するものであって、土砂等の搬入開始の日から1年を超えない期間内において当該土砂等を他の場所へ搬出することを目的として行う事業をいう。
- (5) 事業者 主体的に土砂等の埋立て等を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、本市の区域内における土砂等の埋立て等の状況を把握し、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を講ずるとともに、群馬県が講ずる土砂等の埋立て等に関する施策に協力するものとする。

(土砂等の埋立て等を行う者の責務)

第4条 土砂等の埋立て等を行う者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の埋立て等を行ってはならず、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を排出等する者の責務)

第5条 土砂等を排出又は採取（以下「排出等」という。）する者は、土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めるとともに、適正な土砂等の埋立て等が行われるよう事業者に協力しなければならない。

(土地の所有者の責務)

第6条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等が行われることにより土壌の汚染が生じ、及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある場合には、事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

2 土地の所有者は、当該土地で行われる土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に努めなければならない。

(土壌基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止)

第7条 事業者その他の土砂等の埋立て等を行う者（以下「事業者等」という。）は、規則で定める土砂等の汚染に関する基準（以下「土壌基準」という。）に適合しない土砂等を、埋立て等に使用してはならない。

2 市長は、土壌基準に適合しない土砂等が埋立て等に使用されていると認めるとき又は使用されているおそれがあると認めるときは、事業者等に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全し、及び回復するために必要な措置を命ずるものとする。

(崩落等の防止措置等)

第8条 事業者等は、土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、事業者等に対し、これらを防止するために必要な措置を命ずるものとする。

(小規模特定事業の許可)

第9条 小規模特定事業を行おうとする事業者は、小規模特定事業を施工する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 土砂等の埋立て等を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等のみによる埋立て等
 - (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等の埋立て等（委託又は請負（以下「委託等」という。）により行う土砂等の埋立て等を含む。）
 - (3) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの
 - (4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等の埋立て等
 - (5) 一時仮置き事業であって、搬入した土砂等の埋立て等が崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める技術上の基準に適合し、市長に届け出たもの
 - (6) その他無秩序な土砂等の埋立て等のおそれがないものとして規則で定める土砂等の埋立て等
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地及びその代表者の氏名）
 - (2) 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
 - (3) 土砂等の埋立て等の目的
 - (4) 小規模特定事業区域の位置及び面積
 - (5) 小規模特定事業を行う期間
 - (6) 小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量
 - (7) 小規模特定事業の施工に関する計画（以下「施工計画」という。）
 - (8) 小規模特定事業区域の周辺の地域の土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する計画
 - (9) 施工管理者（小規模特定事業区域の周辺の地域の土壌の汚染及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号
- 3 前項の申請書には、小規模特定事業区域の位置を示す図面その他の規則で

定める書類を添付しなければならない。

- 4 第1項の許可を受けようとする者は、第2項第5号の小規模特定事業を行う期間（以下「小規模特定事業の期間」という。）について、3年を超えて申請することができない。
- 5 第27条又は第29条各項の規定により命令を受けた者であって、必要な改善又は措置を完了していないものは、新たに行おうとする小規模特定事業について、第1項の許可の申請をすることができない。

（許可の基準）

第10条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土砂等の法面の勾配が、施工計画において、規則で定める技術上の基準に適合していること。
 - (2) 土砂等の排水施設、擁壁その他の施設が、施工計画において、規則で定める技術上の基準に適合していること。
 - (3) 小規模特定事業区域の地形及び地質並びに周囲の状況に応じ配慮すべき事項及び講ずべき措置が、施工計画において規則で定める技術上の基準に適合していること。
 - (4) 小規模特定事業を行うことについて、当該小規模特定事業に係る土地の所有者の承認を得ていること。
- 2 市長は、前条第1項の許可の申請をした者、土砂等の埋立て等に係る工事を委託等された者又は土地の所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
- (1) 小規模特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (2) 前条第1項の規定による許可（次条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。以下「許可等」という。）を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
 - (3) この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年群馬県条

例第47号。以下「県条例」という。)又は県条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- (5) 伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2条第4号に規定する暴力団員等
- (6) 法人であって、その役員又は使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 個人であって、その使用人のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 第5号の暴力団員等が事業活動を支配する者
- (9) 前各号(第6号を除く。)のいずれかに該当する者を、施工管理者として置こうとするもの

3 市長は、前条第1項の許可をするときは、当該許可に係る小規模特定事業区域の周辺の地域の土壌の汚染及び災害の発生の防止のために必要な条件を付し、及び許可後においてもこれを変更することができる。

(変更の許可)

第11条 第9条第1項の規定による許可を受けた者は、同条第2項第3号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更する事項の内容
- (2) 変更する理由

3 小規模特定事業の期間の変更(当該小規模特定事業の期間を延長させるものに限る。次項において同じ。)を申請しようとする場合は、第9条第1項の許可を受けた小規模特定事業の期間の満了する日から起算して1年を超えて小規模特定事業の期間の変更をすることはできない。

4 第9条第1項の規定による許可を受けた者は、同条第2項第1号、第2号若しくは第9号に掲げる事項の変更又は第1項ただし書に規定する軽微な変

更があったときは、市長に届け出なければならない。

- 5 第9条第3項及び第5項並びに前条第1項及び第3項の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、第9条第3項中「前項」とあるのは「第11条第2項」と、同条第5項中「新たに行おうとする小規模特定事業について、第1項の許可」とあるのは「第11条第1項の許可」と、前条第1項及び第3項中「前条第1項の許可」とあるのは「第11条第1項の許可」と、同条第1項第4号中「小規模特定事業を」とあるのは「小規模特定事業の変更を」と読み替えるものとする。

(土砂等の搬入の事前届出等)

第12条 許可等を受けた事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可等を受けた小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出等の場所ごと又は規則で定める土砂等の数量を超えるごとに、事前に市長に届け出なければならない。ただし、土壌の汚染及び災害の発生の防止のため緊急の必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出等する場所から排出等された土砂等であること及びその性状が規則に定める基準に該当することを証する書面
- (2) 小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該書面の添付を省略することができる。

ア 土砂等が国等が行う事業により排出等された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めたとき。

イ 土砂等が規則で定める法令等の規定に基づき排出等されたものであることを書面により証明できるとき。

ウ この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。

- 3 市長は、許可事業者が搬入しようとする土砂等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可事業者に対し、第1項の規定による届出に係る土砂

等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

(1) 土壌基準に適合しないと認めるとき。

(2) 性状が規則で定める基準に適合しないと認めるとき。

(小規模特定事業の完了等の手続)

第13条 許可事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 許可等を受けた小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したとき。

(2) 休止した小規模特定事業を再開しようとするとき。

2 市長は、前項第1号の規定による届出（完了し、又は廃止したものに限る。以下この条において同じ。）があったとき又は小規模特定事業の期間が満了したときは、小規模特定事業が施工計画及び第9条第2項第8号の小規模特定事業区域の周辺の地域の土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する計画（第11条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後の計画）に適合しているかについて、遅滞なく確認を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による確認の結果、同項に規定する計画のどちらにも適合すると認めるときはその旨の通知を、同項に規定する計画のどちらか又はどちらにも適合しないと認めるときは施工計画に適合又は土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知（以下「計画に適合するための必要な措置の通知」という。）を、第1項第1号の規定による届出をした者又は期間が満了した小規模特定事業を行っていた者に行うものとする。

4 前項の規定により計画に適合するための必要な措置の通知を受けた者は、第1項第1号の規定による届出に係る小規模特定事業又は期間が満了した小規模特定事業に係る土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(地位の承継等)

第14条 許可事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により

設立した法人又は分割により当該許可等に係る小規模特定事業の全部を承継した法人は、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可等の譲渡の禁止)

第15条 許可等は、当該許可等を受けた許可事業者についてのみ効力を有し、これを第三者に譲渡してはならない。

(名義貸しの禁止)

第16条 許可事業者は、自己の名義をもって第三者に小規模特定事業を行わせてはならない。

(施工管理者の設置)

第17条 許可事業者は、許可等に係る小規模特定事業区域に施工管理者を置かなければならない。

(小規模特定事業に係る標識の掲示)

第18条 許可事業者は、許可等に係る小規模特定事業区域において、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 許可事業者は、第11条第1項の変更の許可を受けたとき又は同条第4項の規定による届出をしたときは、速やかに、前項の標識の記載事項を当該変更の許可又は届出の内容に変更しなければならない。

(帳簿の記載等)

第19条 許可事業者は、許可等に係る小規模特定事業区域に搬入された土砂等の数量その他の規則で定める事項を、帳簿に記載しておかなければならない。

2 許可事業者は、定期的に、前項の事項を市長に報告しなければならない。

(土壌検査)

第20条 許可事業者は、次の各号に掲げる日から起算して6月を経過する日又は小規模特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000立方メートルを超える日のいずれか早い日(以下「検査基準日」という。)をもって、小規模特定事業区域内の土砂等が土壌基準に適合していることの検査(小規模

特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。
以下「土壌検査」という。)を行わなければならない。

(1) 土砂等の搬入を開始した日

(2) 前回の検査基準日

2 許可事業者は、小規模特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき、
若しくは小規模特定事業の期間が満了したとき、又は小規模特定事業の許可
等を取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、
土壌検査を行わなければならない。

3 土壌検査のための試料は、市長の指定する職員の立会いの上、これを採取
しなければならない。

4 土壌検査は、規則に定める方法により行うものとする。

(土壌検査の報告)

第21条 前条第1項の土壌検査を行った者は、規則で定める日までに、当該
土壌検査の結果を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可事業者は、許可等に係る小規模特定事業区
域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨
を報告しなければならない。

(水質検査)

第22条 第20条第1項に規定する排出される水の検査（以下「水質検査」
という。）については、第20条及び前条第1項の規定を準用する。この場
合において、第20条第1項中「内の土砂等が土壌基準に適合していること
の検査（小規模特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される
水の検査を除く。以下「土壌検査」という。）」とあるのは「から排出される
水がある場合の当該排水される水の検査（以下この条及び次条において「水
質検査」という。）」と、同条第2項から第4項までの規定中「土壌検査」と
あるのは「水質検査」と、前条第1項中「土壌検査」とあるのは「水質検査」
と読み替えるものとする。

(書類の備置き等)

第23条 許可事業者は、許可等を受けた日から当該許可等を受けた小規模特
定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了す

る日又は許可等を取り消された日まで、第19条第1項の帳簿その他の規則で定める書類及び図面を当該許可等に係る小規模特定事業区域又は許可事業者の最寄りの事務所等に備え置き、当該小規模特定事業に関し土壌の汚染又は災害の発生の防止に係る利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 許可事業者は、許可等を受けた小規模特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは小規模特定事業の期間の満了した日又は許可等を取り消された日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

(車両の表示)

第24条 許可事業者は、車両を使用し、又は委託等により小規模特定事業区域に土砂等を搬入するとき（土砂等を排出等する者が車両を使用し、又は委託等により搬入するときを含む。）は、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

(一時仮置き事業に係る標識の掲示)

第25条 第9条第1項第5号の規定により一時仮置き事業を届け出た者は、当該届出に係る一時仮置き事業を行う区域において、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(改善勧告)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する者に対し、期間を定めて、必要な改善をするよう勧告することができる。

- (1) 事業者等が、第7条第2項に規定する命令に従わなかったとき。
- (2) 事業者等が、第8条第2項に規定する命令に従わなかったとき。
- (3) 第9条第1項の許可を受けていない者が、小規模特定事業を行っていると認めるとき。
- (4) 第9条第1項第5号の規定により一時仮置き事業を届け出た者が、土砂等の搬入開始の日から1年を超えて当該事業を行っていると認めるとき。
- (5) 許可事業者が、第9条第2項の規定により提出した施工計画に適合していない小規模特定事業を施工していると認めるとき。

- (6) 許可事業者が、第10条第1項第1号から第3号まで（第11条第5項において準用する場合を含む。）に規定する技術上の基準に適合していない小規模特定事業を施工していると認めるとき。
- (7) 許可事業者が、第10条第3項（第11条第5項において準用する場合を含む。）の規定により許可等に付した条件を遵守しなかったと認めるとき。
- (8) 許可事業者が、第12条第1項又は第14条第2項の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。
- (9) 許可事業者が、小規模特定事業区域に第17条の施工管理者を置いていないと認めるとき。
- (10) 許可事業者が、第18条第1項の標識を掲示せず、氏名等の記載事項の全部若しくは一部を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第2項の変更をしていないと認めるとき。
- (11) 許可事業者が、第19条第1項の規定に違反して帳簿に記載せず、又は同条第2項の規定に違反して報告をしていないと認めるとき。
- (12) 許可事業者が、第20条第1項又は第2項の規定に違反して土壌検査を実施せず、若しくは第21条第1項の規定に違反してその結果を報告せず、又は同条第2項の規定に違反して報告をしなかったと認めるとき。
- (13) 許可事業者が、第22条において準用する第20条第1項又は第2項の規定に違反して水質検査を実施せず、若しくは第22条において準用する第21条第1項の規定に違反してその結果を報告しなかったと認めるとき。
- (14) 許可事業者が、第23条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (15) 一時仮置き事業を届け出た者が、前条の標識を掲示せず、若しくは氏名等の記載事項の全部若しくは一部を掲示せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (16) 第30条に規定する許可事業者等が、第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
- (17) 第30条に規定する許可事業者等が、第31条第2項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

(改善命令等)

第27条 市長は、前条の勧告を受けたにもかかわらず必要な改善を行わない者に対し、履行期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずる。

(許可の取消し等)

第28条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可等を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第9条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第10条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第11条第1項の規定により変更の許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第11条第1項に規定する変更の許可を受けたとき。
- (5) 第12条第3項の規定による命令に違反したとき。
- (6) 第15条又は第16条の規定に違反し、譲渡し、又は行わせたとき。
- (7) 第26条第6号、第9号、第10号、第12号又は第13号のいずれかに該当し、情状が特に重いとき。
- (8) 前条又は次条各項による命令に違反したとき。

2 前項の規定により許可等の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模特定事業について次条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しを受けた小規模特定事業に係る土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を期限を定めて講じなければならない。

(措置命令等)

第29条 市長は、小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、期間を定めて、当該小規模特定事業に係る土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、第9条第1項又は第11条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、期間を定めて、当該小規模特定事業を停止

させ、及び必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- 3 市長は、第13条第4項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土砂等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(協力要請)

第30条 市長は、土壌の汚染又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、事業者等、土砂等を排出等する者、土地の所有者その他の土砂等の埋立て等に関係する者（以下「許可事業者等」という。）に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者等に対し、土砂等の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に土砂等の埋立て等を行う区域の許可事業者等の事務所等その他土砂等の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土砂等の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第32条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第33条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を市長に納付しなければならない。

- (1) 第9条第1項の規定により小規模特定事業の許可を受けようとする者

3万円

(2) 第11条第1項の規定により小規模特定事業の変更の許可を受けようとする者 2万円

2 既に納入した手数料は、還付しない。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項本文又は第11条第1項本文の規定に違反して、小規模特定事業を行った者

(2) 第29条の規定による命令に違反した者

第36条 第7条第2項、第8条第2項、第12条第3項又は第27条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第1項本文又は第14条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第19条第1項の規定に違反して、記載すべき事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

(3) 第19条第2項、第21条第1項若しくは第2項又は第22条において準用する第21条第1項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第31条第2項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第4項又は第13条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第23条第2項の規定に違反して、同項に規定する書類及び図面を保存

しなかった者

(両罰規定)

第39条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は個人の業務に関し、第35条から第38条までに規定する違反行為をしたときは、当該行為をした者を罰するほか、その法人又は個人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に小規模特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から3月間は、第9条第1項の規定にかかわらず、当該小規模特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。